

横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」

イラスト等利用ガイドライン



1 はじめに

横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」(以下、「ちふくちゃん」という。)は、令和2年度に第4期横浜市地域福祉保健計画 PR 動画を作成し、横浜市地域福祉保健計画の取組内容を擬人化したキャラクターとして誕生しました。

本ガイドラインはちふくちゃんを皆様により使用していただくためのルールをまとめたものです。使用にあたって、本ガイドラインの内容を守って、ご利用ください。

2 キャラクター設定(プロフィール) 「あなたのまちにも“ちふく”がいるよ」

ちふくちゃんは、誰もが安心して、自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作るため、まちの中を歩いて、人々を見守っています。

地域での支え合いなど、地域福祉保健計画の中で大切にすることを日常の行動に移したり、活動したりしている仲間が増えると、ちふくちゃんは嬉しくなり、にこっと笑って、ステッキを回します。そして、仲間になった証の白ずきんをかぶった人々が「よこはま」に広がっていきます。

ちふくちゃんには、地域福祉保健計画を広める18区に仲間たちがいます。各地域で地域福祉保健計画の活動が広がり、仲間が増えていくことがちふくちゃんの願いです。



3 ちふくちゃんの動画を放映したいとき

ちふくちゃんの動画は横浜市のホームページ([地域福祉保健計画の概要～ちふくちゃんがお伝えします～](#))に掲載中です。

研修やイベントなどで放映する場合、事後1か月以内に、動画使用報告書を健康福祉局福祉保健課に提出をお願いします。

また、ブログやTwitterに市のホームページやYoutubeの動画サイトのリンク先を貼る場合も、同じく事後1か月以内に、動画使用報告書の提出をお願いいたします。

4 ちふくちゃんのイラストを使いたいとき

(1) イラストの種類

●ちふくちゃん一覧 (jpg、PDF 対応)



●ちふくちゃんの仲間たち



●その他 (PDF データのみ)



(2) 使用手続き（無償の場合）

「横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト取扱要領」及び本ガイドラインをよく確認し、必要な手続きを行った上でご利用ください。

なお、以下の説明は、無償で使用する場合の手続きです。有償販売で使いたい場合は、必ず「(3) 使用手続き（有償の場合）」を確認してください。

●既存のイラストを使用（印刷物、インターネット上での表示、区で無料配布するグッズ作成など）したい場合

申請者が属する団体	手続き	事前に使用申請書を提出	事後に使用報告書を提出（※1）
横浜市区局	不要	必要	必要
横浜市社会福祉協議会			
各区社会福祉協議会			
地域ケアプラザ			
上記以外の団体	必要	必要	必要
個人（※2）			

※1 使用状況がわかる完成見本等（添付できない場合、写真や印刷原稿等）を添付してください。

※2 個人が非営利目的で使用する場合（個人のブログ掲載など）

●既存のイラスト加工又は新規のポーズ作成を希望する場合

既存のイラストの加工または新規のポーズの作成は横浜市のみが行うことができます。

☆イラスト利用に関する注意☆

【形状】

- ・縦横比率と色の変更は行わないでください。
- ・無断で他の図形等と重ねて使用しないでください。なお、他の図形等と重ねて使いたい場合は、健康福祉局福祉保健課にご相談ください。

【キャプションの表示】

- ・可能な限り、デザインの下に「横浜市地域福祉保健計画のキャラクター ちふくちゃん」のキャプションを明示してください。

【イラスト周辺の文字の配置について】

- ・ちふくちゃんに文字を重ねないでください。ただし、ボードを持っているちふくちゃんに関してはボード内にコメントを記載することは可能です。
- ・ちふくちゃんのイラストにふき出しを付けて使用することは可能ですが、特定の個人、団体等を支援・公認しているような誤解を与えるような使い方はできません。

(3) 使用手続き（有償の場合）

有償でグッズ等を販売する場合は、「横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト取扱要領」を御確認の上、申請が必要です。

手続き	事前に使用申請書を提出	事後に使用報告書を提出（※1）
申請者が属する団体		
横浜市区局	必要	必要
横浜市社会福祉協議会		
各区社会福祉協議会		
地域ケアプラザ		
上記以外の団体		
個人		

※1 使用状況がわかる完成見本等（添付できない場合、写真や印刷原稿等）を添付してください。

(4) 留意事項

「横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト取扱要領」の抜粋を掲載しています。ご確認ください。

（使用承認の申請）

第5条 第3条及び第4条に定めたもの以外の個人・団体・法人（以下「申請者」という。）がイラストを使用する場合は、事前に使用申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けるものとする。なお、第11条で定める有償販売を行う場合は、何人であっても使用申請書（様式第2号）を提出し、承認を受けるものとする。

2 使用申請書の提出先は福祉保健課長とする。

3 申請書の提出にあたっては、使用状況がわかる完成見本等（添付できない場合は、写真や印刷原稿等）を添付するものとする。また、必要に応じて詳細資料の添付も可とする。

（使用方法）

第9条 イラストを使用する者は、次の使用方法を遵守するものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反しないようにすること。

(2) 本市の信用又は品位を害しないようにすること。

(3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えないようにすること。

(4) 横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」のイメージを尊重すること。

(5) 無断でデザインの変形や色の変更をしないこと、及びほかの図形等と重ねて使用しないこと。イラストの縦横比率を変えないこと。なお、イラストの反転や配色の変更等を希望する場合は、事前に福祉保健課と協議し承諾を得ること。

(6) 横浜市が行う事業または横浜市が支援する事業等の推進に支障が生じないようにすること。

2 第5条に規定した申請者は、前項に定めるもののほか次の事項も遵守すること。

(1) 横浜市地域福祉保健計画、各区地域福祉保健計画、各地区別計画に関する広報の際に使用すること。

- (2) 承認された内容により使用し、申請内容を無断で変更しないこと。
- (3) 承認に係る物品等の完成品については、直ちに福祉保健課へ提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められる場合には、写真をもって代えることができる。

(有償販売)

第 11 条 次の各号に掲げるときに限り、「ちふくちゃん」のデザインを使用した製作物を有償で販売することができる。

- (1) 市内に事業所等がある地域団体及び非営利活動法人等の非営利団体が、横浜市地域福祉保健計画、各区地域福祉保健計画、各地区別計画に関する広報活動を目的として販売するとき
- (2) 市内にある、障害者の支援に係る事業を行う法人及び団体等が、当該事業所を利用する障害者が製作に関わった製品を、横浜市地域福祉保健計画、各区地域福祉保健計画、各地区別計画に関する広報活動を目的として販売するとき
- (3) その他健康福祉局福祉保健課長が特に認めたとき

(損失補償等の責任)

第 16 条 横浜市は、イラストを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、イラストを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。
- 3 使用者は、イラストの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」イラスト等利用ガイドライン

作成：健康福祉局福祉保健課 地域福祉保健計画担当

電話：045-671-3428

メ-ル：kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

